

第 18 章 現職役員及び元役員

A. 運営役員

ライオンズクラブ国際協会の運営役員は事務総長、幹事、財務チーフ、運営チーフ、テクノロジーチーフ、並びに会計とする。

ライオンズクラブ国際財団の運営役員は、その事務総長、幹事補佐、並びに会計補佐とする。

B. 運営役員の任命

執行委員会は、下記役員の任命にあたってそれぞれの任務、任期、給与を契約によって設定するものとする。

1. 2018 年 5 月 7 日をもって、フランク・ムーア三世がライオンズクラブ国際協会の事務総長兼幹事としてその役職、責任並びに任務を遂行するものとする。
2. 2018 年 5 月 11 日をもって、キャサリン M. リゾーがライオンズクラブ国際協会の財務チーフ兼会計としてその役職、責任並びに任務を遂行するものとする。
3. 2018 年 5 月 11 日をもって、サンジープ・アフジャがライオンズクラブ国際協会の運営チーフとしてその役職、責任並びに任務を遂行するものとする。
4. 2018 年 6 月 18 日をもって、バーラ・バーラチャンダーがライオンズクラブ国際協会のテクノロジーチーフとしてその役職、責任並びに任務を遂行するものとする。

C. 元役員のタイトル

協会の役員を務めたライオンズには、下記のタイトルが与えられる。

国際会長 - 元国際会長

国際副会長 - 元国際副会長

国際理事 - 元国際理事

地区ガバナー - 元地区ガバナー

D. タイトル -- Secretary-General

「Secretary-General」という役職は、協会の創設者であり、Secretary-General の役を務めた故メルビン・ジョーンズを記念して、再び使用しない。

E. 役員、理事、元会長

役員、理事、元会長への郵便物は、まとめて週に 1 回送られる。ただし、決断等を必要とする事柄に関する書簡は例外となる。

F. 元役員

クラブを退会した元役員は、協会の郵便物送付者リストから除外される。

G. 資格証明を受けた第三副会長候補者及び国際理事候補者のための印刷物及び情報

1. 国際会則及び付則
2. 「国際理事 - 指導者として奉仕」
3. 資格が証明された候補者は全員、現及び元役員の連絡先情報を原価で取り寄せることができる。連絡先情報は、電子手段によって配信される。
4. すべてのクラブ役員の連絡先が、要請に応じて、資格が証明された執行役員候補者に供給される。その費用は候補者が負担する。
5. 連絡先情報の範囲とその供給にかかる費用は、それに直接関係する運営手順によって決まる。

H. 役員ラペルピン

1. 各役員には、2 個のラペルピンが交付される。
2. 要請があれば、役員、理事、元国際会長には、取り替えのピンが無料で交付される。

I. 理事会メンバー、元国際会長、又はその配偶者の死亡通知

1. 理事会メンバー又はその配偶者、あるいは元国際会長又はその配偶者が死亡した場合、理事会メンバー及び元国際会長の全員には、手紙、電子メール、又はテレファックスで通知する。適切な場合には、手紙、電子メール、又はテレファックスで、協会の全元国際理事に通知する。
2. 役員又は元会長の葬儀に参列する協会代表人は、国際会長が任命する。
3. 故人となった元国際会長の残存配偶者は協会の賓客として、国際大会に招待される。